

関町北小学校における携帯電話等の電子機器の学校への持ち込み等に関するルール

日頃より、本校の教育活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、児童の学校への携帯電話等の電子機器（例：スマートフォン、スマートウォッチ等）の持ち込みについて、練馬区では原則、禁止という方針が示されています。しかし、家庭からの要望により、やむを得ないと学校が判断した場合は、持ち込みが許可されます。これを受けて、本校の携帯電話等の電子機器の持ち込みについてのルールを作成しました。つきましては、本件に該当する場合は、学校にご相談ください。

記

- 1 登下校中は、携帯電話等の電子機器をカバンの中に入れ、災害時や犯罪に巻き込まれる等の緊急の場合以外には、携帯電話等の電子機器を使わない。
- 2 携帯電話等の電子機器を他の児童の目に触れないようにする。
- 3 校内ではカバンの中に入れ、使わない。また、携帯電話等の電子機器を所持していることを他の児童に口外しない。
- 4 保護者は、災害時等の緊急時以外は、児童の携帯電話等の電子機器に連絡をしない。
- 5 携帯電話等の電子機器の適切な使用や使用時間、アプリケーションやサービスについて、家庭でルールをつくり、適切に管理する。
- 6 フィルタリングや携帯電話等の電子機器の使用制限を設定し、不適切な使用や長時間の使用をさせない工夫や、個人情報の流出や不正な使用を防ぐ工夫を家庭で行う。
- 7 携帯電話等の電子機器の破損・盗難・個人情報の漏洩等が発生した際、学校は一切の責任を負わない。
- 8 1～7について、同意書等により学校と児童・保護者が合意形成を行う。

※上記ルールを守れない場合は、学校への携帯電話等の電子機器の持ち込みを取り消します。その場合、一時的に学校で携帯電話等の電子機器を預かり、保護者に直接返却します。

※学校は、携帯電話等の電子機器の使用方法について、持ち込みの有無にかかわらず情報モラル教室等を活用して児童に指導を行います。家庭でもご指導をお願いします。

【連絡先】